

台湾日本国際結婚の流れ及び必要書類 2017/03

◆日本での婚姻手続きを先に行う場合

1.台湾の戸籍謄本の取得

台湾の方が、台湾において戸籍謄本を3通取得します。

2.婚姻要件具備証明書(独身証明書、手数料1600円)の取得

台北駐日経済文化代表処那覇分処にて申請します。

【必要書類】台湾人のパスポートと戸籍謄本

3.日本への婚姻届の提出--日本の市区町村役場にて行います。

【必要書類】台湾人の戸籍謄本(和訳必要)・台湾人のパスポート+日本人の印鑑

届出が受理された後、「配偶者の記載された戸籍謄本」が取得できるようになります。こちらを3通取得してください。(うち1通は在留ビザ申請に使います)

4.「配偶者の記載された戸籍謄本」とその中国語訳文各一部で、台北駐日経済文化代表処那覇分処にて書類の認証を申請します。(各1600円)

5.4番で認証した書類を持って、夫婦本人共に台湾の居住地の市役所に提出します。

*或いは那覇分処代理で台湾の市役所に届けを出す。(もしくは台湾にいる人に頼んで市役所に婚姻登録の手続きをする、こんな時は代理で授權書が必要です。那覇分処で申請、1600円)

【必要書類】

- ・配偶者の記載された戸籍謄本2通・お二人のパスポート
- ・台湾人のフルネームの入った印鑑、日本人は実印
- ・台湾人の未婚の頃の戸籍謄本(1で取得したもの)
- ・日本人は“中文姓名声明書”(当事務所で申請、1600円)

◆台湾での婚姻手続きを先に行う場合

1.日本戸籍謄本の取得

日本人の方は、住所地や本籍地の市区町村役場で戸籍謄本を取得します。

戸籍を取得した後は、日本から台湾に向かいます。

2.婚姻要件具備証明書の取得

台湾日本交流協会台北事務所又は高雄事務所にて「婚姻要件具備証明書」を取得します。

【必要書類】・日本人の戸籍謄本・日本人のパスポート(原本及びコピー)

3.婚姻要件具備証明書の認証

台湾の外交部領事事務局で、「婚姻要件具備証明書」の認証を受けます。

こちらは約2日間かかります。

4.台湾への婚姻届の提出

お二人揃って台湾の市役所に向かい、「婚姻要件具備証明書」と婚姻届である「結婚書約」を提出します。届出が受理されると、「配偶者の記載された戸籍謄本」と「結婚証明書」が取得できるようになるので、こちらを手に入れてください。

これで台湾での手続きは終わりです。日本に戻りましょう。

5.日本への婚姻届の提出

日本の市区町村役場にて、婚姻届の提出を行います。

【必要書類】

- ・結婚証明書(和訳必要)・配偶者の記載された戸籍謄本(和訳必要)
- ・台湾人のパスポート(未取得なら不要)
- ・日本人の印鑑